睦沢町介護予防推進員慰労金支給事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を精神的、肉体的にも強く受けるところ、介護予防推進員（以下「推進員」という。）として、地域の介護予防教室の運営に携わるなど、介護予防に関わるボランティア活動を行う推進員に対し、活動における心労を見舞う観点から慰労金を支給することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　慰労金　前条の目的を達するために、睦沢町によって支給される睦沢町介護予防推進員慰労金をいう。

⑵　推進員　睦沢町地域介護予防活動支援事業実施要綱（平成25年睦沢町告示第5号）第３条に規定する介護予防推進員をいう。

　（支給対象者）

第３条　慰労金の支給を受けることのできる者（以下「支給対象者」という。）は、この要綱の施行の日において、推進員である者のうち、令和２年度中にボランティア活動に参加した者を支給対象者とする。

（慰労金の支給）

第４条　町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、慰労金を支給する。

２　慰労金の金額は、１人につき２０，０００円とする。

３　慰労金の支給は、１人につき１回に限るものとする。

（支給申請等）

第５条　支給対象者は、慰労金の支給を受けようとするときは、睦沢町介護予防推進員慰労金支給申請書兼請求書（様式第１号）により、町に申請及び請求をしなければならない。

（支給決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請の内容を審査し、慰労金の支給の可否を決定したときは、睦沢町介護予防推進員慰労金支給決定（却下）通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により支給を決定したときは、指定された口座に速やかに慰労金を振り込むものとする。

（不当利得の返還）

第７条　町長は、偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けた者に対し、支給を行った慰労金の返還を求めるものとする。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和３年４月３０日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第６条の規定により支給決定を受けた者については、第７条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。